

## 浜岡原子力発電所1,2号機 廃止措置計画の変更届の提出について

2012年8月24日

当社は、本日、原子炉等規制法※に基づき、「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更届を経済産業大臣に提出しましたので、お知らせします。

### 【廃止措置計画変更届の内容】

- (1)当社は、廃止措置計画認可申請書における放射性廃棄物固化装置の固化材の記載を「プラスチック又はセメント」から「セメント」に変更します。これは、既に許可を受けている原子炉施設変更許可申請書の内容を反映するものです。
- (2)放射能による施設の汚染状況の調査において、試料採取の準備に時間を要していることから、以下のとおり、工程を変更します。

項目	変更前	変更後
汚染状況の調査・検討	平成24年度末まで	平成26年度末まで
系統除染	平成26年度中頃まで	平成26年度末まで
第2段階に向けた廃止措置計画変更認可申請	平成25年度末	平成26年度下期

※原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

以上